

電気手術装置(ERBE 社製)保守点検業務仕様書

京都市立病院における電気手術装置(ERBE 社製)の保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」、受託者を「乙」として、下記のとおり仕様書を定める。

記

1 対象機種

- ア 電気手術装置 VI0300D・VEM2(ERBE 社製)×3台(手術室)
- イ 電気手術装置 VI03(ERBE 社製)×1台(手術室)
- ウ 電気手術装置 VI0300D(ERBE 社製)×1台(手術室)
- エ 電気手術装置 VI03・APC(ERBE 社製)×1台(内視鏡センター)
- オ アルゴンプラズマ凝固装置 APC2(ERBE 社製)×1台(内視鏡センター)

2 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2 京都市立病院 手術室・内視鏡センター

3 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

4 契約条件

(1) 業務の内容

- ア 年1回の定期点検の実施
- イ 故障発生時の修理対応

(2) 実施要領

- ア 乙は、点検実施予定表を令和3年5月末日までに甲の事務局契約担当へ提出すること。
なお、実際の点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう、甲乙協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに事務局契約担当へ報告すること。
- イ 乙は、標準作業書を常備し、従事者に周知すること。
- ウ 定期保守点検は標準作業書に基づき実施すること。
- エ 乙は、保守点検終了後速やかに、乙の所定の様式により実施結果の報告書を甲の担当者へ提出し、その内容についての確認を得たうえで、完了届を事務局契約担当へ提出すること。
- オ 乙は、本契約の対象機器に故障が発生し、連絡を受けた時は、関係部署に診療行為において支障なく速やかに、点検、調整、修理等を行うこと。
- カ 機器に関する取扱い、不具合、故障等の情報については、関係部署へ積極的に情報提供すること。
- キ 甲が対象機器において使用する対極板は、ERBE 社製純正対極板とすること。
但し対象機器イについてはその限りではない。

(3) 本契約に含まれる費用の内訳

- ア 点検・修理にかかる技術サービス料金、部品代、代替器貸出料。

但し対象機器イ及びウの APC2 についてはその限りではない。

(4) 本契約に含まれない費用の内訳

- ア 災害等の不可抗力もしくは取扱上の重大な過失により生じた故障。
- イ ERBE 社及びその指定業者以外の者による本機器への改造、修理があった場合の故障。
- ウ コード類やフットスイッチ等の消耗品関係。
- エ 日常点検

(5) 委託料の支払

甲は、契約期間終了後、乙の請求により、委託料を一括して支払う。

5 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。